

○青木國務大臣 これは政令五一号と同様な解釈をいたしております。

○受田委員 それからアメリカ人で日本に土地を所有している者がある。この土地に対する資本投下という問題について、これはやはりこの対象となるものであるか。特に二重国籍を有する場合に、この政令に基づいて、現にこちらに居住していない者は、当然アメリカの場合であるならば、アメリカの国籍を有するものとして取扱われておるものと思ひますが、こういうものもこの法の対象になつておりますかどう

か。二世の農地問題は農林省において外国人の土地として、今取扱われておりますが、その場合の土地です。

○實業政府委員 外国人の定義は、先ほど長官の御答弁にありましたように、政令五一号と同範囲に規定いたしております。政令五一号で二世をどう

いうように取扱つておるか申しますと、政令五一号の第二條第二項に、日本の国籍と日本以外の国籍の両方を有するものは外国人として取扱つて。但し例外として、終戦後引続き日本に住所を持つております者でありま

すとか、昭和二十年九月二日以後外国から引揚げた者、それから連合国最高司令官から永住の目的をもつて入国を許可された者、これは日本人として取扱つて。それ以外の者は二重国籍を持つております場合、外国人として取扱つてという規定になつております。

○受田委員 次にこの外資委員会設置法案の方でありますが、この組織並びに委員長及び委員の第五條のところに、委員は左に掲げる者をもつて充てることが規定されておるのであります

が、ここにあげられている中に、農林

省を代表する者が書いてないのでござ

います。先ほど来申し上げた通り、日本においては、經濟問題としては、通商産業省関係と農林省関係は、非常に重要な意味を持つておるのであります。この重要な意味を持つておる農林省関係の問題を無視したような形が見られるのであります。何ゆゑに通商産業省を代表する者をあげて、農林省を代表する者をあげないか、安本

長官の御意見をお聞きしたい。

○青木國務大臣 これは御承知の通り、直接貿易に關係をし、貿易の運営、特に事務上のことを扱つて参ります通産省と、それから外国為替管理委員会を代表する者、それから御承知の通り經濟安定本部の外局として、外資委員会というものが設置されるという

ことになつておりますので、大体そういうふうな簡素化の意味におきまして、直接にこういう委員を選ぶということに決定することにしたのであります。もしそういう關係になりましたら、運輸省関係も、農林省関係も、またこれに入れなければならぬといふことになりまして、この際ぜひ事務の簡素化をやり、そうして必要のあるときにおいては、主務大臣に對してそれ〴〵協議をいたしまして決定するといふような、組織の上からこうい

う結果に相なつておる次第でございます。

○受田委員 事務の簡素化と申し述べられたのであります。かかる重要な事項を取扱うものを、きわめて少数の委員でやるということに、私は少し不満を持つておるのであります。經濟關係から、直接貿易に關係をしておる通産省を代表する人だけを入

れるといふこの見解は、一応うなずか

れる向きもあるものでありますけれども、しかしながら、農林省といふものと運輸省を比べた場合に、農林省が經濟的にいかに通産省と密接な關係を持つておるか。元は農林省と商工省と非常に密接な關係を持つておるの

であります。それをここで非常に差別待遇をしておるということについては、その根拠が薄弱であるといわざるを得ないと思ひますが、委員の数をいさ少しふやしても、農林省を代表する者を入れるという用意はないか。ただ簡素化というのみでなく、もつと眞剣に、もつと念を入れて、外資委員会を構成するといふ立場から、もう一ぺん政府の所信を伺いたいの

であります。

○青木國務大臣 この点は、このうち6と書いてございまして、このうち委員会は、その権限を行う場合において、その事項が委員の代表する各省各庁以外の行政機關の所管に係るときは、あらかじめ当該行政機關の意見を徴しなければならぬ。といふこと

で、この点は委員会にいたしましては、きわめて重要視をいたしておりますが、御承知の通り、外国投資、外資の導入といふような点を考えますと、大体御承知のように、通産省及び外貨に關する大蔵省、それからこれを取扱つておるわれ〴〵の立場といふものが、一番前面に出て来ると思ひます

し、たとへば農業關係の外国投資といふようなものが、從來の關係を見ましてもあまりなかつたといふようなことも、この考えの中に包括しておれ

は持つておるのでございまして、そ

う

いう意味から、この程度でやつて参りますれば、万違算なくやつて行けるのではないかといふような考えで、かような委員の構成にいたしました次第でございます。

○受田委員 いま一つ、この「組織並びに委員長及び委員」の事項に委員の任期があげられていないことと、委員が職を解かれる場合の措置が全然あげられていない。これは行政組織法のあらゆる面、今までかつて見なかつた、まづたく偶然のできごとであります。この任期があつてないといふことと、任

を解かれる場合の措置があつてないといふことは、どういふ根拠でおやりのなられたのか、御説明をお願いしたいのであります。

○實業政府委員 委員の任期についてのお尋ねでございますが、この大蔵、通産、外為委員会を代表いたします官吏につきまして、随時適格者を代表者とすることと、これはむしろ任期をもつて縛らない方がよいといふことは当然であるかと思ひます。そのほかに新しく加えることになりました民間の学識経験者三人以内、これに

いての任期の問題であります。この学識経験者の委員は、これはパート・タイム、つまり非常勤の委員ではあります。が、国家公務員法の取扱いにおきましては、これは一般職の職員と同じ取扱ひを受けるわけでござい

ます。一般の公務員がどういふ場合に職を解かれるかといふことは、公務員法の七十八條に規定いたしておりますが、次の四つの場合に、本人の意思に反した免職ができるということになっております。その一つは勤務実績がよくない

場合、二番目は、心身の故障のため職

務の遂行に支障があり、またはこれに

たえ得ない場合、第三には、その他その官職に必要な適格性を欠く場合、それから第四番目は、官制もしくは定

員の改廃または予算の減少により職務または過員を生じた場合、こういうことになつておりました。外資委員会の委員の中に加えられます民間の学識経験者は、ただいまのところ、まだ的確にどういふ人を入れるといふことは予定をいたしておりませんが、この職務の性質上から考えまして、一定の任期を定めまして、その間は保障されるといふことで、その意思に反した免職は

できなくなりますので、そのとき〴〵に最も適當した方を選び得るといふことで、ただいま申し上げました第三番目の、官職に必要な適格性を欠く場合といふことになりまして、ときには、その方にしりぞいていただいて、また適當の人を入れるといふことで、機動的に委員の入れかえをやつて行くといふことができるように考えたわけでございます。

○受田委員 今の説では、まづたく經濟安定本部總裁が独断で委員の任免ができるようにされておるようであり

ますが、これは非常に民主化をはばむものであつて、また思ひつきでそのとき適当なものが登場するといふ結果が起ると思ひますが、そういう想定をしておられることは、せつかくどうした重要な委員会の構成組織の上で私は非常に遺憾だと思ひます。この点において、他の行政組織法に規定されたごとき方法による委員の任期、並びにもう少し民主的に委員の選出方法がとられて、国会の承認を得て、総

理大臣が命ずるといふような形式の委

任

任

なものを設ける以上は、少くともそういう方面の調査のいづく／＼なものが、日本側の政府として公式に入手できるというふうな道を講じなければならぬと思うのであります。この点につきまして、重ねて長官の御答弁をお願い

したいと思ひます。

○青木國務大臣 これはすでに御承知の通り、アメリカにおきましては、数箇所に在外事務所というものができております。こういうものが、東南アジアにおきましても、各地にだん／＼できるのじやないかという考えをわれ／＼は持つておりますが、今のところまだそういうものができるといふことについて、私もはつきりした見通しを持っておりませんが、すでにアメリカにおいてこういうものができております以上は、通商関係におきましても、自然東南アジア、あるいは利害関係のあります地域に對しましては、そういうものができて来るであらうかと自分

は考へておる次第でございます。

○前田正男君 今の話で大體政府の希望しておられるところはわかりました、私は少くともこういうものを法律として出し、しかも政府が公式に、今後この法律が施行された場合には、重大なる判定を下さなければならぬ。ただ單なる届出ならつてつこうであります、許可認可の重大なる判定を下さなければならぬといふよりなときは、そういう希望の話では、一般の交易の事業に對しまして、公的な機関といひましたは非常に不十分だと私は思ひます。この法律が施行されて、外資委員会として行動を開始するまでに、當然そういう必要の場合において、通商関係の情報が公的に入手できる／＼な事務所を置いてもらうとか、あるいは別な方法で入手できるとか、はつきりしたところのものができなければ、こういう法律が施行されて行かぬければ、それでは現在許可認可の判定を下すのは、何によつてやるのか

ということについて、外国資本を投下したいところからつゞ込まれた場合に、日本側の政府機関として非常に立場上困るのではないかと思ひます。そこでこの際この法律を施行されるまでに、政府におきましては非常な努力を拂われまして、ぜひひとつ東南アジアその他におきましても、在外事務所を設けるようなことについて懇請をするとか、その他いろいろとやつていたいただきたいと思ひます。幸い通産政務次官が出席になつたので、通産政務次官にもそのことをお願いしたいと思ひます。今ちょうど聞いておつたところでありまして、通産省といたしまして、この外資委員会に代表者を送られた場合に、東南アジアその他の各方面の通商関係の公的な情報を入手できるかどうか、それについてひとつ官廳次官から御説明をお願いしたいと思ひます。

○官廳政府委員 ただいま通産におりましたので遅れて申訳ありません。途中でありますので、あるいは前田君のお尋ねとは要点がはずれておるかも知れません。日本の貿易を打開いたしまして、純經濟問題に對しましては、たとい占領下においても完全なる行為が行えるようにいたしたいものと存じまして、安定本部を中心といたしまして、関係省が集まり、寄り／＼検討いたしております。幸いにいたしまして、最近アメリカ方面に通商事務所の開設が許されたわけでありまして、これをさらに拡張いたしまして、國際感情等が漸次緩和される状況にありますので、東南アジア地区へも近い時期において実現するよう努力をいたして参つておるわけでありまして、なお英國

式のベトロの制度というものを實施いたしまして、海外に對しまする宣伝、情報、の募集等をいたすべく、実は今年度の予算において考慮いたしました。また、諸種の事情で今年度は實現いたしませんが、後半におきましては具體的にそういう措置もとつてみた、ことに二十六年度の予算におきまして、ベトロの制度に準じます施設をいたして参りたい。なほ現状におきまして、次第であります。なお現状におきましても、諸種の貿易協定等の機会には、日本の官吏その他の関係者が、オズバーの立場ではあります、協定の内容に参加させていたことが、従来のような完全貿易とは違つて、若干情報が入りまして、幾らか判断が明るくなつて来た、かような状況でありまして、外貨予算の割当とか、あるいは輸出の許可、あるいは本法案に對します必要な認可といふような問題に對しまして、乏しき中にも十分情報を集めて、善処をいたす考へてあります。

○前田正男君 そういうふうな現状としましてはやむを得ないところもあると思ひますけれども、少くともこういう法律を施行する以上は、通商産業省の代表者が委員会に出るまでは、十分なそういう公的な機関が情報入手できるというものを基礎に、この法律といふものは作成されなければならぬのではないかと、そういう環境が来たら初めてこういう許可認可といふものはできるのではないかと考へます。実は私は今までの間に、おきすべく、各方面にわたつて政府におき

まして努力するように、いろいろとお願ひしておるわけなのであります。しかし現状におきましては、私は東南アジア方面におきましては、公的な、ことに向うの国におきましては、經濟開発計画は公的情報を入手し得ない現状にあると考へます。この点につきましては外資委員会は慎重な検討をされまして、認可許可等にあたつては、その点についてぜひ最善の努力を拂つていただくと同時に、日本政府の努力によりまして、ひとつ諸外国の友好的なとりはからいをお願いしまして、一日も早く通商関係の公的な情報が入手できるように、最善の努力を拂われんとを希望いたします。

次にお聞きしたいことは、技術援助の問題であります。この技術援助の希望であります、この外資委員会を見てもあります、はたしてこれが技術的に日本の開発に必要であるかといふことについて、どこでどういふような方法でこれを認定されるつもりでおるか、その点についてお聞きしたいのであります。

○實業政府委員 今度の法律によりまして、日本が援助を希望いたします技術の種類を公表することにいたしました。その中で包含させるかといふことにつきましては、産業関係に権限を持つておられる通産省あるいは經濟安定本部の中にも生産局といふものがございまして、そういう官庁方面の調査によりまして、この具體的な資料を研究いたしたいと考へております。同時にまた民間からも具體的にこういう技術を導入したいという希望があり得ると思ひますので、適当な方法によりま

して民間側の意見も徴して、総合的にこれを網羅いたしまして、公表するといふことにいたす考へであります。

○前田正男君 そういうような考へ方だけでは、私はこの技術という問題は、今後の日本の産業が十分に外國の生産と對抗いたしまして、どれだけの力を持つて行けるかといふことが非常に大きな問題でありまして、各方面にわたつて日本の生産方式等にも影響がある問題であります。それがそういうふうな簡単な考へ方では、少くとも現状に思ひます。これは現在日本には、學界におきましてはこれを法律で認められ、また日本學術會議といふものがあります、また行政方面におきましては、現在内閣の總理府に科學技術行政協議会といふものがあるのではありません、この人たちが非常な努力を拂つております日本全体の今後の技術の問題といふものをどういふように持つて行くかといふことに、大きな関連性を持つてゐるのであります。ことにこれが外國から入つて来るということに非常に大きな問題でありまして、少くとも科學技術行政協議会の答申を要するか、あるいは日本學術會議の答申を要するか、そういうことがこの法律に入らなければ、政令でやるとか、あるいはそういうふうな何か規定を設けるとか、こういうことについてお考へがあるかどうかといふことについてお聞きしたい。

○實業政府委員 御指摘の學術會議でありますとか、それから内閣に置かれております科學技術行政協議会、こういうところの意見を採用いたしますことはもちろん適切なことと考へられ

ますので、実際の運用におきまして、
そういうように、広く各方面の意見を
入れたら、かように考えております。

○前田正男君　そういう意見を
入れていただくというお話で非常に
うであります。ただ将来必要とな
るに際しては、実はポイント
がはつてしまふのでありまして、こ
こに書いてある通り、こちらから希望
の科学技術の援助なり、技術という
のを公表しなければならぬ立場にあり
ますので、ぜひともその議を経ない
ければこれをやれないという、何か内規
でも何でもつけようという気があ
るかどうか、その点をお聞かせ願いた
い。

○加屋政府委員　ただいま運用の面
で、そういうふうなことを十分考慮する
というのを申し上げましたが、御質問
の御趣旨は、こちらの恣意的な判断に
基いて意見を徴するのいかを決定す
るというのでは不十分である、法律的
に確保しろ、こういうことであらうか
と思ひます。その点につきましては、
外資委員会設置法の五條に、「委員会
は、その権限を行う場合において、そ
の事項が委員の代表する各省各庁以外
の行政機関の所管に係るときは、あら
かじめ当該行政機関の意見を徴しな
ければならない」とありまして、科学技
術に關する権限を持つております行政
機関に對しましては、当然あらかじめ
意見を徴することにならうと思ひま
す。行政機関以外の民間の団体等につ
いては、法的な措置を講ずる点につ
きましては、第八條に「外資委員会規則
を制定することができる」ということ
が書いてありますので、法制意見局等

と相談いたしました。場合によつては
そういうことをこの中に織り込むこと
を研究して参りたいと考えておりま
す。

○前田正男君　科学技術の点につ
きましては、今申しました通り、法律で規
定されております學術會議なり、行政
協議会なりの議を経て決定するとい
ふうにぜひしていただきたいと思ひま
す。

もう一つお聞きしたいのは、外国為
替手算のことです。今後これが
行使されることになりました場合に、
日本の現在の為替手算の割当のやり方
では、その見通しがつけかねる場合が
あると思ひます。それはなぜ
かと申しますと、現在の手算は三箇月
を一期に割つて、しかも一月ずつそ
の品目を発表するというようなやり方
であります。そういうことでは、今
後投資される場合に、日本の国内にお
いても、また近接の外国マーケット等
においても、外貨手算が相当長期でな
い限り、いろ／＼な商売の見通しがつ
けにくいのではないかと。これは現在の
輸入においてさえ不便であるのであり
ます。現在の輸入は、自由貿易とい
うことになつていながら、為替手算が
短期間であるために、非常に不便を感
じておられるのであります。少くとも一
年間の為替手算が公表されてい
なければ、投資によつて事業を運営して
行くという場合において、その参考
にもならないし、またどういふふう
になつて行くという見通しもつかない
といふことに、現実問題としてはなつて
来ると思ひます。せつかくこ
ういふ外資委員会ができるのでありま
すから、一年間分ぐらいのものはま

めて発表できる権限を、日本側にゆだ
ねていただけないかどうかといふこと
について、ひとつ責任ある御答弁をお
伺いしたいと思ひます。

○伊原政府委員　外資手算の作成につ
きましては、今お話の通り、ただいま
のところ三箇月ごとの手算を組んでお
るのでございますが、この法律が通り
まして、たとえば望ましい外資が入つ
て参りました場合に、毎月幾らずつ配
当金を送り、利子を幾ら送るといふよ
うな義務に属するものができるとい
うのでございます。これらにつきま
して、一旦認可をいたしました以上は、
その條項に従つて外資を確保するとい
うことが絶対に義務でございます。
で、お示しの通り、年間またはもつ
と長い見通しをつけないければならぬ
と思ひます。この外資委員会によつて
送金という問題につきましては、もち
ろ今お示しのように、一應読んでい
ますと義務というよりなことに
なつて、年間を通じて見通しを
立てることはぜひとも必要であらう
とわれ／＼考へておるのでござい
ます。

○前田正男君　そういう義務によつて
生ずる外貨の割当は、一年間を通じて
公表されるのかどうかといふことをお
聞かせ願ひたい。

○伊原政府委員　個々の外資の送金が
幾ら許されておるかといふようなこと
を公表するかどうかは別の問題と存じ
ます。ただいま申し上げましたよう
に、入りました外資が、毎年幾らの配
当金を送金することを條件とするとい
ふような場合におきましては、認可の
條件によりまして当然それが確保され
ることになりますし、三箇月ごとに予

算を組む制度を続けまして、その送金
が起る時期には必ず手算を組まなけれ
ばならぬから、結局見通しといつたし
まして、三箇月ごとの手算でもそれが入
つておるといふことになるではないか
と思ひます。

○前田正男君　送金の手算等のほか
に、これから外資を導入する立場から
いいますと、商売の關係で、今商品別
にいろ／＼な手算が三箇月ごとに割當
てられて発表されておりますけれど
も、これでは導入の見通しは非常に困
難を感ずるのではないかと。ポンド域か
ら、あるいはドル域から、どういふ時
期にどういふものが入つて来るとい
う見通しがなく、たとえば導入しよう
という立場の人は、はたして将来性が
あるかどうかといふことについて、い
ろいろ考へがあるに違ひないと思ひま
すが、三月ごとの手算の公表でもつて
外資を導入しようという見通しがつけ
られるかどうか。私たち商業的な頭を
もつて考へた場合には、三月の手算で
外資を導入するといふ計画は立てにく
いと思ひますが、この点についてどう
考へておられますか、お聞きしたい
と思ひます。

○伊原政府委員　事務的なお答えにな
るかもしれませんが、この法律におき
ましては、第六條、第十五條等御参酌
になりますとわかりますように、入つ
て参りますときに、初めから外貨の
送金を予定いたしますものにつつま
しては、そういう條項を含めて認可を
いたします。そういういたしました以上は、第
六條の規定に従ひまして、外国向けの
送金は外国為替手算に計上する義務を
生じますので、法令上はもちろん外貨
送金といふことが確保されておるわ

けであります。しかし金がないのでは
ないかといふような問題につきま
しては、この第一條にもござい
ますように、また全体を通じて精神でもありま
すように、その外資が入つて参りま
して、日本の外貨の地位がよくなり、外
國為替の事情を向上せしめるような外
資の導入を希望いたしますので、それ
が入つて来たことによつて、たとえ
ば十の外貨をもうける、そのうち毎年三
ずつ出て行くといふふうな結果にな
ると思ひますので、入つて来た外資
の利子、利潤の確保に事を欠くような
ことはないとわれ／＼は確信いたして
おる次第であります。

○前田正男君　大体法律に關する事務
的なことは私もよくわかりますが、予
算の問題について納得できない問題
は、そういうふうな三月ぐらゐづつ
の公表でもつて、日本の輸入の貿易
から生じますいろ／＼な経済状態とい
うもの見通しが立てにくいといふこと
です。これは今後外資を導入しても
いたしたいことに対して、私は非常
な支障になるのじやないかと考へる
のであります。日本の少くとも一年間
を通ずるところの外貨の割当及び手算
といふものが明らかになつて、それによ
つて初めて外国資本といふものは投下
される見通しがついて来るのじやない
かと思ひます。しかしながら
私たちは、聞くところによりま
す、それをまたいろ／＼な方面から情報
を得て非常にうまく立ちまわつておる者
があるといふことを聞くのであります
が、私はこういうことについては、外
資委員会といふものがせつかくできる
のでありますから、日本側において立
てますいろ／＼な外貨の割当及び手算

というものは、この委員会を通じまして、関係方面の了解を得れば、一年間の分は発表できるというような権限を持たせてもらう必要があるのじやないかと私は思うのでありますが、この点について政府としては、今の外貨割当の三箇月を六箇月とか一年にする。こういうふうな努力するつもりでいるのかどうかというのを、長官から責任ある御答弁を願いたいと思います。

○青木国務大臣 たいだいま外貨予算について、一年間のわくを初めから発表したらどうか、そういうことについて、政府は努力する考えはないかということだと思ひますが、これは御承知の通り、一年間のわくはもとより考へまして、さらにその中の第一・四半期、第二・四半期というふうな、三箇月ごとのわくをつくる、こういうことではあります。この点は、私は前田君のおつしやるように、大した故障にならないうふうな考へます。これは、御承知の通り、ここで外貨導入法案が確定いたしますれば、これについて外貨を導入いたします際に、認可をするということが一つの根本であります。ここで認可を與えたものについては、必ず外国への送金について利子、利潤等を確保するというところに相なつておりますので、外国の人々の日本に対する投資ということについて御心配はない、こういうことだと思ひます。表したいたしませんが、その点外貨導入については大したかわりがないのだ。もし外貨の一切のものが自由に、いつでも認可なしに入つて来、日本で使われる。こういうことでありますれば、その場合においてはよ

ほど違つて来るかと思ひます。すけれども、現在の管理貿易並びに外貨導入等について、第一條等に表示されております趣旨を貫徹いたします意味においては、私はおそろく外国人にとつては、この方がむしろ外貨を日本に持つて来るといふ意味においては、よいのじやないかというふうな考へておる次第でございます。

○前田正男君 これは私は長官と全然見解を異にするところになるわけですが、私たちが関係する範囲におきましては、少くとも現在のような經濟の關係におきまして、特に輸出入の貿易關係においては、將來の見通しについて非常に困難を感じておるのであります。その困難を感じておる貿易の狀態から見まして、今後外貨を導入しましてこれを遊ばせておくわけではありせん。当然仕事をし、商売をしてやつて行くわけでありまして、そのものがやつて行く場合におきまして、輸出入の見通しが現在においてもつきかねる場合に、さらに外貨を導入してやつて行く場合には、三箇月の外貨予算のわくでは見通しは困難だと思ひます。これは經濟界の方に聞いていただきたいと思ひますが、これは今もお話の通り、一年間の計画を立てまして、三箇月ずつのわくでやつておるということとでありますから、一年間のわくを発表すべきものじやないかと私は思ひます。そういうものを公表しないために、うまく立ちまわつた人が情報を得て、商売を有利に展開したというふうなうわさを、私は真実かどうかかわかりませんが、聞くのであります。せつかく計画を立てられてあるものならば、当然一年間の分を公表されるべきものであ

ると考へるのであります。しかしこの点は、私と長官との見解が違つておりますから、これ以上は質問いたしませんけれども、せつかく經濟の方面を担当せられる立場におられるのでありますから、もう少し經濟界の意見を、ことに貿易方面の意見をお聞きになれば、この点は釈然とすると思ひます。現在の三箇月の予算の発表ということに關しまして、非常に不十分を感じておるといふ点は、みなからよく言われるところでありまして、私たち貿易の方面のこのういふ法案についても相當研究しておる立場から見まして、ぜひこれは改善しなければならぬ問題の一つであらうと考へておる点であります。

○小野淵委員長 次は笹山茂太郎君。○笹山委員 本案の審議にあたりまして、まず第一に外貨の導入ということに、日本の經濟の再建にとつて、具体的にどういふ程度の外貨の導入が必要であるかという点について、この間の政府の説明では、ただ現在の投資の状況がこう／＼であるというふうな説明があつただけであつて、いかなる産業にいかなる投資をし、あるいはいかなる技術的な援助が現在必要になつておるか、それがまた日本の經濟の再建にとつてどれほど必要であるかという具体的な要求、日本政府の外貨の導入に対する強烈な意欲が、そこに具体的にいつきりしておらないという点については、この審議を進める上において非常に不便を感じるものであります。こ

した御説明をぜひいただきたいと思ひます。

○青木国務大臣 外貨導入の問題は、わが國の經濟、産業の發展にとりまして、蓄積資本等も破壊され、また回復してない現状においては、大きな問題と考へるいはわかりやすい問題としては、たとえば種々なる特殊開發計画であるとか、あるいはまた株式、社債等、その他技術導入契約であるとか、そういうものを通じて、わが國がいろいろ／＼な点において産業の發展上、あるいはわが國の開發上必要である、こういう意味で外貨の導入ということに御承知のことと考へるものであります。そういう意味で昨年三月外貨委員會が発足いたしました以来、入つておるものは、実はあげて大したものはいまだのところではなかつた。しかし今後わが國の經濟の安定及びわが國の經濟が正常化して来るということになれば、おのずから外貨が導入せられ、従つてそれがわが國の産業の發展に役立つという考へ方から、ぜひ外貨の導入をするというふうな意味で、今回外貨導入法案なるものがつくられたのでございまして、おそろくこの点については十分御承知のことであらうと存する次第でございます。

○笹山委員 外貨の關係については、ぜひぶん前から論議されておつた問題でございまして、すでに日本經濟の再建について、たとえば重工業のこれこれのものについてはどういふもの、あるいは農林、水産業についてはどういふもの、輕工業についてはどういふものというふうにして、事業の種類なり投資の額について、日本政府に

おいて相當検討された資料があると思ひます。従つてそれらの観点から考へまして、もつと具体的にこの委員會に、政府の外貨導入に対するところの計画なり、期待というものをいつきりさせる必要があると思ひますが、そういうものは今ないのでございしますが、その点をひとつ……

○青木国務大臣 わが國といたしまして、もうどういふ点に多くの希望を持つておるかというところは、産業のそれそれの立場からは、各方面から各般の外貨の導入について要請があることはもとよりであります。御承知の通り外貨を導入するということは、世界經濟の観点から申しますれば、おそろくこれは一つの商品であつて特にこういうものが日本としては希望である。しかしながら相手の國がその希望にこたえてくれるかどうかというところは、民間外貨の導入というふうな観点から考へますれば、やはりそこにはおのずから一定の利子なり、利潤なり、その投資が安定性を持つかどうか、そういうことが対象になるので、やはりこの外貨の導入を希望する点においては、おそろくあらゆる産業なり、あらゆる開發計画等においても、そういう問題が登場して来ると思ひますけれども、ともかくも外貨を導入いたしまする態勢といたしましては、かく／＼の法案がきめられることによつて、外国人の日本に対する投資が便宜を得るというふうなことを考へまして、今回のこの法案は、なるべく取扱ひを簡素化するといふ趣旨が、徹底されるような考へをもつてできておる次第でございます。

○笹山委員 どうもその点についてはもつと具体的に示された方がいいので

はないかと思うのです。

次には第二條の關係でございす
が、第二條は外國の投資に對するところの届出とか、認可とか、あるいは許可の制度は、だん／＼これを緩和して行く、こういうふう書いてあるのをごさいます。しかしながら第一條の關係から見ても、また第八條の許可、認可の基準の場合を考へましても、すべてこれを直接、間接に日本の經濟の自立あるいは再建に密接な、また緊要なものに限る、こういうふうになつておるのでございまして、この許可なりあるいは認可の制度がだん／＼なくなつて来るという觀念とは、どうも矛盾するように考へるのでございす。が、こういうふうな取扱いは、外國資本の投下原則として掲げられておりますが、將來をうけ日本經濟の再建に必要であるか、必要でないかということは、検討しないであらう。自由にして行くという方針であるかどうか、その点をひとつ承りたい。

で、ただいまの御質問の要旨もそこにあるのではないかと思ひます。一つ一つこういうものについては必要であるが、こういうものは不要である。こういうことは今後の情勢に従つてきめられて参ると思ひますが、御承知の通り、これまで入つておりますものから見て、たとえば株式の持分の取得の認可というものを考へます場合に、これがもしだん／＼と日本の法人等に何ら制約なしに投資せられる。そうしてその外資がわが國の産業のしかも中核的というか、ともかくその会社の支配権を持つというふうなことにいつても、いろ／＼とその会社の性質ないしはその事業の對象においては、十分考へなければならぬことであらうと思ひます。今後ともそういう点ではいろいろのものが出て来ると思ひますが、われ／＼そういう場合におきまして、日本の經濟の再建、復興にとつて必要であり、ぜひこういうものがほしいというものを中心として考へて参りたいというところであります。

○青木國務大臣 この外國投資については、いろ／＼と考へ方もございまして、よろしけれども、まず日本經濟の再建復興にとつて必要である。あるいはそれに役立つような外資の導入は大いに迎へる。こういうふうな意味でのわれ／＼の考へ方といひましては、御承知の通り、外資が導入せられるその場合において、なるべく長期的なものが必要である。短期的なものより長期的なものが必要であるというふうな、きつめて大まかな考へ方の上におきましては、もちろんわれ／＼も考へております。またその都度々々それ／＼の投資の性格に従つて判断をするという意味で、認可が設けられております。

の條項の中に第二條に「わが國に對する外國資本の投下は、できる限り自由に認められるべきものとす」とあり、これは「できる限り」という言つておりますので、もちろん日本の現状といひましては、再建復興にとつて必要な外資の導入という点になりますれば、できるだけそういう点で大幅に迎へるというところは考へておりますけれども、しかしながらわが國の再建復興なり、經濟の正常化にとつて必ずしもこれは適當ではない、こういうものがあつたならば、それについては考へなければならぬというふうな意味を考へまして、ここにこの條文の各條項を通して現れております認可というふうな点で、その点が十分考へられておるといふことだと思つておる次第でございす。

○笹山委員 どうもその点は、認可が現在の段階におきましては必要だといふことは、それはわかりまされども、この根本原則が自由であるというふうな考へ方が一方に書いてありますので、その点については私は矛盾するものではないかといふふうな感ずるものでございす。さういふお尋ねをされたのでございす。時間もあるまいから、さらに進めまして、この法律案は、本来ならば外國との條約によつてきめる方が適當だらう、こういうふうな考へ方のでございす。が、將來わが國が講和條約等によるような場合におきましては、この法律案につきましては、さらに考へ直して、外國ともつと相談の上で條約の形態に持つて行くような考へがあるかどうか、それらの点について伺ひたいと思ひます。

○青木國務大臣 御承知のように、この條項の中に第二條に「わが國に對する外國資本の投下は、できる限り自由に認められるべきものとす」とあり、これは「できる限り」という言つておりますので、もちろん日本の現状といひましては、再建復興にとつて必要な外資の導入という点になりますれば、できるだけそういう点で大幅に迎へるというところは考へておりますけれども、しかしながらわが國の再建復興なり、經濟の正常化にとつて必ずしもこれは適當ではない、こういうものがあつたならば、それについては考へなければならぬというふうな意味を考へまして、ここにこの條文の各條項を通して現れております認可というふうな点で、その点が十分考へられておるといふことだと思つておる次第でございす。

が條約になつて行くということも一つの考へ方でございす。これは各國の今までの例から見まして大体において協定というふうな形になつておるようでありますので、この四章の外國資本の保護というところ、今後そういうふうな時期が参りますれば、協定の形でそれがやつて行かれるというふうになつて行くのではないかと考へております。

○笹山委員 今後さうな協定の線に近寄るというふうなことになる。また場合におきまして、わが國がかりに立場をかえて、中國なり、南方地域あるいは朝鮮等におきまして、資本の投下が將來にできる状態になつた場合におきましては、これらの外國との趣旨と同じような、換言すれば平等の立場において協定なり、あるいは條約といふものをわれ／＼は考へなくちやならぬと思ひますが、そういう点についてはどうお考へになつておりますか。

○青木國務大臣 そういふ点は、そういう時期が到來いたしますれば、御趣旨のような考へ方で考へるといふことに相なるかと思ひます。けれども、今のところまだそういうことについては、はつきりとわれ／＼は決定しておるわけではございせん。

○笹山委員 第五條の「對外負債が對外資産を著しく超過し」と書いてございす。これは一國の場合でございす。あるいは對外投資全体を合計したものが、こういうふうな超過した場合は、こういうふうな解釈するのでございす。

○伊原政府委員 第四條は、いわゆる國の對外的の國際貸借表、つまり國際

貸借對照表のようなのをつくるわけにございす。が、通貨の自由交換制が認められないといふような事情の場合には、それ／＼考へなければならぬ点もございす。が、大体今のお話の点は、國全体として考へるのがしかるべきものでないかと考へております。

○笹山委員 そういふ場合におきまして、たとえば外國投資に對しまして、送金の優先扱いをするといふたような場合におきまして、ドルあるいはポンド、それ／＼違ふと思ひますが、そういう場合においては個別にこれを考へて行くのであるからあるいはそれらのドル、ポンドの交換については、所要の取扱ひができるという前提の上で考へておるのであります。

○伊原政府委員 今お尋ねの点は、第四條、第五條が第六條に關連する点であると思ひますが、日本の國の對外による貸借對照表のようなのをつくりまして、そのは、あまり借り過ぎになつて、さうして拂へなくなるといふやうなことが万一ないやうにという趣旨でつくるのでございす。たゞはドルとポンドの交換制がなか／＼むずかしいといふふうな現状におきましては、やはりさういふ点も考慮して考へなければならぬ、こう考へております。

○笹山委員 對外の送金を優先させるというふうな場合におきまして、そのために民間貿易といひますが、民間輸入が相當圧縮をこうむるといふやうなことがありはせぬかといふふうな考へまして、結局日本の必要とする産業なり、あるいは經濟の再建といふことが、頓挫する心配がないとは限りませ

を整備するところの法案だと考えるのでありますが、私が昨日引用しましたアメリカの雑誌ビジネス・ウィークは昨年十一月に、十九世紀におけるイギリス艦隊が演じた役割をこの法案に期待することは、いささかナイヴに過ぎるだろうということを書いておきます。こういうきわめて植民地的といえますが、外国に対して特別な條件を設けて優遇するというような行き方は、われわれが最近日本の経済の行き方について指摘しておりますところの日本の経済の植民地化を促進するものである、そういう意味でわれわれは根本的にこの法案に反対するのでありますが、しかしこの雑誌でも言っております通り、決して外資が入るような状態ではない。そういうことを考えるのはきわめて子供らしい考え方でありまして、むしろこういう法案を出すことでなくて、ほんとうの日本の国内産業を根本から旺盛ならしめることの別の措置をとること、そうして現在のよるな貿易でなくて、ほんとうに自主的な貿易、たとえば中共貿易にしまして、もつとこれを旺盛にするような措置をとる、こういうことをやつて、国内産業を真の意味で再建して行くならば、当然外資もほんとうに対等な條件で、日本の産業をさらに発展させ得る條件で入つて来るのでありまして、こういう特殊待遇的な法案を設けることは、外資を導入することに私はならないと思うのであります。そういう形で行くならば、まったく日本を植民地化する方向に行くということ、そういう根本的な理由から反対するのであります。法案の内容につきましても、この委員会での欠点と思われるところを

ほとんど指摘されたのであります。たとえは外資委員会の構成の点につきましても、外資委員の権限が非常に大きくて、しかもそれに任期なんかきめていないというやうなことで、そういう点から見しても非常に不備なものであります。外資委員会の判定によつてすべてのものがきまるやうになつておる。その外資委員会が、独裁的な権限を持つやうになつておる。しかも現在の占領下において、この外資委員会が眞に自主的な判定ができるかどうかというところが、この法律を運用する場合にほんとうに決定的なものになると思ふのであります。その点についても、そういう方向に持つて行かないやうにするやうな保障が、一つもない法案ではないかということ、それからまた最近外資の入つて来ております立場の實情を見ましても、労働者の生活を保障するやうな措置がとられていない。そういう点においても不備だと思ふ。そういう意味において私は本案に反対するものであります。

○小野瀬委員長 次に小川平二君。

○小川(平)委員　時間がないようでありますから簡単に申し上げます。自由党を代表して外資に関する法律案並びに外資委員会設置法案、この二つの法案に対して賛成の討論をいたします。

戦後経済の復興と自立のために、民間外資導入の促進が非常に強く要望されて参りましたことは、御承知の通りでございます。最近日本経済の本格的な再建が日程に上り、他面アメリカの対日経済援助は漸減する見通しが明らかになりますとともに、その必要が一層痛感されておつたのでございます。戦後五箇年のわが国の政治的、経済的、

社会的状態が、これを阻害する悪條件に満ちておつたことは、御承知の通りでございます。申すまでもなく、資本は純粹に経済的なものによつて動くものでありますから、安全性と収益性とあわせて移動の自由が確保されない限り、その導入を期待し得ないことはもちろんでございます。社会不安、インフレの高進、賠償問題の未確定、あるいは集中排除の問題、独占禁止法その他さまざまな制約があり、加うるに煩瑣な統制法規が存在しておりますために、外資の導入が今日まで阻害されておるのでございます。しかるにただいまはドッジ・ラインに沿つての経済安定のための強力な施策の実行によりまして、インフレは安定し、為替のレートも設定され、統制も大幅に解除されることとなつたのでございます。また独占禁止法も過ぐる第五国会において緩和され、集中排除も一段落するといふ状況になりまして、外資の導入のための基礎的な條件が、ようやく充足されるに至つておるのでございます。すでに昨年一月の総司令部の民間外資に関する新政策の発表によつて、民間外資導入の端緒は形づくられておつたのでありますが、この外資に関する法律案によつて、いわゆる受人態勢の方法的な、技術的な仕上げが行われることになりまして、この意味においてこの法律案はきわめて重要な意義を持つものであると言ひべきであると考えられるのでございます。本来外国資本の投下はできる限り自由に認めらるべきであり、入つて来る外国資本はみずからの危険において入つて来る、これが本筋でありますけれども、この法律案は一定の認可基準を設けて、導

入される外資を選択する、そうしてこれに一定のわくを設ける反面、ひとたび導入された資本に対しては、利子、利潤の送金は確保するということを骨子としておるのであります。わが国経済の現段階に对应した措置としては、まことに適切なものであると思うのでございます。要するに本法律案は内外の要望にこたえて、民間外資導入の促進という当面喫緊の課題を解決するために、当然に必要不可欠な最小限度の法的措置を行わんとするものであると解釈すべきであります。この意味において本案に全面的な賛意を表するものでございます。

なおこの法律案に關連いたしましたは、今後事業者団体法の改正であるとか、独禁法の一層の緩和でありますとか、あるいは租税減免に關する措置等、研究を要する幾多の問題が残されておりますが、政府において今後鋭意研究の上、適當な措置を講ずる旨の言明をなされておりますので、これに信頼いたしましたしてこの法案に賛成いたしますものであります。

次に外資委員会設置法案は、外資に關する法律の施行に伴つて、外資委員会の組織、権限等を明確にするための措置でありまして、外資委員会の構成について、ただいま独裁的云々というお言葉もございましたが、専門的な知識を有する委員、エキスパートからなる簡素な組織によつて、能率的にこれを運営することを企圖しておるのであります、まことに適切なものとして賛意を表する次第でございます。なおただいまのお言葉の中に、外資導入がただちに日本の植民地化を来し、あるいは日本経済の全面的な解体という結

果になるといふような印象を與えるようなお言葉がございましたが、こういう論議は私は多分に政治的な意圖を含んでおるものであつて、実証と分析に基いた公平な議論とは考えることができないのでございます。過去の日本におきましては外資は入つております。おおよそ近代国家において、外国資本の援助なくして産業の基礎を築いた事例は存在いたしません。この種の議論に對しましては、反駁いたせば限りがないことでございしますが、かような公論に對してこれ以上多言を費す必要はないと存するのでございます。ただいま過去の蓄積を食いつぶして参りました日本經濟が、この際外資の導入に於いて成功しないならば、自立の達成は不可能であります。そうしてそのことこそ政治的獨立の喪失であり、植民地化を意味するものにほならないと私は考えざるを得ないのでございます。もとよりこの二つの法律案の運営いかんは、わが國經濟の前途に至大の影響を與えるものでございしますから、あとを限り、これが運用について慎重を期されんことを切望いたしまして、賛成の討論を終ります。

○小野瀬委員長 次に成田知己君。

○成田委員 日本社会黨を代表しまして、外資に関する法律案並びに外資委員会設置法案に對しまして、反対の要旨を二、三簡単に申し上げます。

本法案はさきに通過を見ました外國爲替及び外國貿易管理法と表裏一体となしてゐる重大なる法律案でありまして、もと／＼いわれる未開發地開發計畫の内容として當然規定するべきところの投資をいかに保護するかという問題

を、占領下における日本が法律の形において規定せんとしておるものでありまして、本来ならば講和会議締結後、対等の立場において條約において規定すべきものを、法律において規定せんとするところに問題の重要性があると思ふのであります。何を急いで占領下における現在、法律でこれを規定せんとしておるか、その理由を私たちは解明するに苦しみものであります。特にこの重大な法律案が、国会があと旬日に迫りました去る二十六日に急遽上程されました、國民の意見を徴すべき公聴会も開くことなく、十分研究審議の時日を與えず、これをしやにむに通過させんとする態度は、国会の審議権を無視しておるという点についてまず反對せざるを得ないのであります。

本法の骨子は、申すまでもなく、投資された外国資本の元本と利子、配当、利潤を自動的かつ優先的に本國に送金できるように保証すること。外國人がわが國に所有しておられますところの財産に対して、特別の保護を講ずるといふところにその主眼がありまして、これが本法の第九條、第十五條あるいは第十七條の規定するところであります。外國資本の元本、利子、配当、利潤あるいは外國財産が收用あるいは買収された場合に、その対価相當額を外國為替予算に計上しまして、外國為替予算が全休として赤字になつた場合でも、これらの金額を優先的に外國へ送金するといふこの特別な保護規定は、さきに衆議院を通過いたしました外國人の租税減免に関する特別措置に関する法律と思ひ合せまして、現在わが國の中小企業あるいは相當大規模の工場までもが金詰まりと税金、購買力

の急激な減退で破産、倒壊しているこの現状において、まことに外國資金を保護し過ぎるものがあるという感じを受けるわけでありまして。

政府の提案理由の説明を拜聴いたしました、外國資本投資が阻害されていく最大の原因の一つが、外國投資の得たところの利潤を本國に送金する確保の道が講ぜられていないことにあるのだから、本國送金の道を確保し、外國投資を期待するのだというふうなことでございましたが、これはまづたゞ當らざるもはなはだしい。問題の所在はそんな簡単なところにあるとは存ぜられませんが、資本というものは、水が低きにつくがごとく、利潤を求めて移動するものでありまして、これが資本の運動法則である。といたしましてならば、日本の政情が安定し、經濟が安定しておりましたならば、求めなくても外國資本というものは入つて来る。わが國の現在の状況のごとく、非常に急激にデフレ状態に突入している現在において、外國資本が入つて来ることを本法案によつて期待することはとうていできない。このような懸念下にもかかわらず、こういう法案を成立したならば、外國資本が入つて来るというふうな考えを持つておられるとしたら、その資本というものは、日本産業の復興に役立つような資本ではな

い。今日由黨の賛成理由といたしまして、共產黨の言う植民地化云々は政治的な意圖だと言われましたが、こういう懸念下に入つて来る外國資本というものは、何と申しまして、その背後に政治的な意圖があると私たちは断定せざるを得ないのであります。現在中小企業は、貿易關係におきまして一

ドル三百六十円レートという円高の爲替相場のもとで、いわゆる日本の原來的な産業合理化と申しますか低賃金と労働強化によつて、肉を切り骨をそぐ思いで輸出振興に努めている。このみづから犠牲にしてまで獲得したところの外貨というものが、この法案によつて優先的に外國資本に献上されるというところは、何と申しまして中小企業を破滅させる法案だと断定せざるを得ないのであります。こういう見地から私たちは本法案に対して全面的に反對するものであります。

○小野瀬委員長 笹山茂太郎君。○笹山委員 私はいまだ上程されませんでした外資に関する法律案、外資委員会設置法案につきまして、國民民主党を代表しまして、要望をいたしまして賛成をするものであります。ただいま成田委員からお話がありましたように、この重要な法案が閉塞まぎわに提出されまして、十分な審議期間を與えられなかつたことは、はなはだ遺憾であります。この前の外國為替管理法案、これも同様であります。こういう重要な法案は、できる限り審議の期間を與え、あるいは公聴会等も開いて、十分民間の意見も徴する必要があると思ふのであります。そういうような点につきましては、審議の取扱いが不十分であつた点は、非常に遺憾とするものであります。この法案は、とにかく現在の荒廢したところの日本の經濟の基礎を確立しようという意図から、外資の導入を積極化しようという点につきましては、その努力の跡を認めるのであります。ただ今後これらの運営につきましては、外資委員会が中心になつて運営いたしましたして、たとえば外國資本の投

下の許可認可、あるいは外資の優先送金についての民間貿易との調整の問題、こういう点について相當重要な役目を勤めるものでございまして、原案の通り、安定部長官の任命というだけではなくて、やはり国会というものの関連を持つ意味におきまして、国会の承認を得るよう将来適當の機会に改正してほしいと思ふのであります。なお委員の数の問題でございまして、これは現在六人くらいでございまして、將來なるべく多くの意見を聞き取るというふうな見地から、これも相當数ふす必要があるのではないかと、いふことを私は思ふのであります。いずれにいたしましても、この法案によつてすぐ外資が入つて来るというふうな安易な状態ではありません。で、今後の日本の外資導入につきましては、何よりもまず日本の一般の經濟情勢をよくする方向に努力しなければならぬと思ひます。従来の実績によりまして、今まで約六十万ドル程度しか入つておらないというふうな状況、それから対日援助資金の減少というふうな問題も起るであらうし、それにかゝりまして、外資の導入というものは、やはり日本經濟の再建に大きな影響を持つものでございまして、どうかこれらの運営につきましては、十分ひとつ各方面の關係を考慮せられて、万全の処置を講ぜらんことをお願いいたします。特にくれぐれも要望するの

であります。

○小野瀬委員長 以上のほかに羽田野次郎君よりも討論の通告があります。が、同君は出席されていませんので、棄權されたものと認めます。これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○小野瀬委員長 起立多数。よつて両案はともに原案の通り可決いたしました。

○小野瀬委員長 御異議なしと認めさよう決定いたします。

○青木國務大臣 ただいま本法案の審議を終られたのであります。各委員の方々は、この外資導入法案について、二十六日提案以来、個々の点について何かと御審議をお進めいただきまして、その間における審議の過程におきまして、いろいろと御勸告なり御注意を賜わり、またただいま討論におきまして、その運営上に十分の注意を拂うよう何かと御指示をいただきまして、誠にありがとうございました。幸いに無事に本法案が通過いたしましたことに対し、まして、厚く御礼を申し上げる次第であります。まことにありがとうございます。

○委員長退席、森（曉）委員長代理 前席。○森（曉）委員長代理 これより日程を

追加いたしました。本日本委員会に付託されました内閣提出国土総合開発法案を議題に供し、増田官房長官より提案理由の説明を聴取いたします。増田官房長官。

国土総合開発法案 国土総合開発法

(この法律の目的)

第一條 この法律は、国土の自然的條件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から、国土を総合的に利用し、開発し、及び保全し、並びに産業立地の適正化を図り、あわせて社会福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「国土総合開発計画」とは、国又は地方公共団体の施策の総合的且つ基本的な計画で、左に掲げる事項に関するものをいう。

一 土地、水その他の天然資源の利用に関する事項

二 水害、風害その他の災害の防除に関する事項

三 都市及び農村の規模及び配置の調整に関する事項

四 産業の適正な立地に関する事項

五 電力、運輸、通信その他の重要な公共施設の規模及び配置並びに文化、厚生及び観光に関する資源の保護、施設の規模及び配置に関する事項

2 前項の国土総合開発計画（以下「総合開発計画」という。）は、全国総合開発計画、都府県総合開発計画、地方総合開発計画及び特定地域総合開発計画とする。

3 全国総合開発計画とは、国が全国にわたる総合開発計画をいう。

第一類第十七号

経済安定委員会議案第二十四号 昭和二十五年四月二十九日

計画、地方総合開発計画及び特定地域総合開発計画とする。

4 都府県総合開発計画とは、都府県がその区域について作成する総合開発計画をいう。

5 地方総合開発計画とは、都府県が二以上の都府県の区域についてその協議によつて作成する総合開発計画をいう。

6 特定地域総合開発計画とは、都府県が内閣総理大臣の指定する区域（以下「特定地域」という。）について作成する総合開発計画をいう。

第三條 第一條の目的を達成するために、総理府に、国土総合開発審議会を置く。

（国土総合開発審議会の設置）

第四條 国土総合開発審議会は、総合開発計画について調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告し、又は勧告する。

2 国土総合開発審議会は、総合開発計画の作成に必要な左に掲げる事項について調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告することができる。

一 総合開発計画の作成の基準となるべき事項

二 特定地域の指定の基準となるべき事項

三 産業の適正な立地の基準となるべき事項

四 総合開発計画に伴うべき資金及び資料に関する事項

3 国土総合開発審議会は、総合開発計画について必要があると認めるときは、内閣総理大臣の長に對し、意見を申し出ることができる。

4 関係各行政機関の長は、その所掌事務に係る基本的な計画で総合開発計画と密接な関係を有するものについて、国土総合開発審議会の意見を聞くことができる。

（都府県に對する勧告又は助言）

第五條 内閣総理大臣は、都府県が作成した総合開発計画について前條第一項の規定による報告又は勧告を受けた場合においては、その報告又は勧告に基いて、当該総合開発計画を作成した都府県に對し、必要な勧告又は助言をしなければならない。

（国土総合開発審議会の組織）

第六條 国土総合開発審議会（以下本條中「審議会」という。）は、委員三十人以上以内で組織する。

2 委員は、総合開発計画に関し学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。但し、関係行政機関の職員のうちから任命される委員の数は、委員の総数の二分の一以下でなければならない。

3 委員は、都府県知事と兼ねることができる。

4 都府県知事と兼ねる委員並びに関係行政機関の職員のうちから任命される委員を除く他の委員の任期は、四年とする。但し、任期が四年の委員で最初に任命される委員のうち、その半数の者の任期

は、二年とする。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に、会長を置く。会長は、委員のうちから互選する。会長は、会務を総理し、及び審議会を代表する。会長に事故がある場合においては、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 専門の事項を調査審議させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験を有する者のうちから、審議会の推薦に基いて、内閣総理大臣が任命する。

7 委員及び専門委員は、非常勤とする。

8 前各項に定めるものを除く外、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に関し必要事項は、政令で定める。

（都府県総合開発計画）

第七條 都府県は、その区域について、都府県総合開発計画を作成することができる。

2 都府県は、都府県総合開発計画を作成した場合においては、建設大臣を通じて、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けた場合においては、これを国土総合開発審議会に諮問するとともに関係各行政機関の長に送付しなければならない。

4 関係各行政機関の長は、前項の規定による送付を受けた場合においては、これに對する意見を経済

安定本部總裁に提出し、経済安定本部總裁は、これらの意見を取りまとめ、国土総合開発審議会に提出しなければならない。

（地方総合開発計画）

第八條 自然、経済、社会、文化等において密接な関係を有する地域が二以上の都府県の区域にわたる場合においては、関係都府県は、その協議によつて、当該地域について、地方総合開発計画区域を設定して、地方総合開発計画を作成することができる。

2 前項の規定による関係都府県の協議については、当該都府県の議会の議決を経なければならない。

3 前條第二項から第四項までの規定は、地方総合開発計画に準用する。

4 内閣総理大臣は、必要があると認める場合においては、国土総合開発審議会の意見を聞いて、関係都府県に對し、地方総合開発計画区域の設定について、助言することができる。

（都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会）

第九條 都府県総合開発計画について調査審議するために、都府県は、條例で、都府県総合開発審議会を設置することができる。

2 地方総合開発計画について調査審議するために、関係都府県は、その協議によつて、規約を定め、地方総合開発審議会を設置することができる。

3 前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

4 前各項に規定するものを除く

外、都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会の設置、組織及び運営に關する必要な事項（地方総合開発審議会については、費用の負担方法を含む。）は、それぞれ條例又は規約で定めなければならない。

（特定地域総合開発計画）

第十條 資源の開発が充分に行われ居ない地域、特に災害の防除を必要とする地域又は都市及びこれに隣接する地域で特別の建設若しくは整備を必要とするもの等については、經濟安定本部総務長官及び建設大臣がその協議によつて特に必要があると認めて要請した場合においては、内閣総理大臣は、国土総合開発審議会に諮問し、その報告に基いて、当該地域を特定地域として指定することができる。

2 前項の規定による要請をしようとする場合においては、經濟安定本部総務長官は、関係各行政機関の長の意見を聞き、建設大臣は、関係都府県の同意を得なければならない。

3 前項の規定による都府県の同意については、当該都府県の議会の議決を経なければならない。

4 第一項の規定により特定地域の指定があつた場合においては、関係都府県は、都府県総合開発審議会又は地方総合開発審議会の調査審議を経て、特定地域総合開発計画を作成しなければならない。

5 第七條第二項から第四項までの規定は、特定地域総合開発計画に準用する。

6 国は、地方公共団体が行つた特定

地域総合開発計画の事業について、国が負担すべき経費の割合に關し、別に法律の定めるところにより特例を設け、又は当該地方公共団体に對して、地方財政法（昭和二十三年法律第九條）第十六條の規定に基く補助金を交付し、その他必要と認める措置を講ずることができ。

（関係各行政機関の長の助言）

第十一條 関係各行政機関の長は、その所掌する事項に關し、関係都府県に對して、都府県総合開発計画、地方総合開発計画又は特定地域総合開発計画の作成上必要な助言をすることができ。

（資料の提出等）

第十二條 関係各行政機関の職員は、国土総合開発審議会の求めに應じて、資料の提出、意見の陳述又は説明をしなければならない。

（要旨の公表）

第十三條 国土総合開発審議会は、その調査審議の結果について必要があると思ふ場合においては、その要旨を公表するものとする。

（北海道総合開発計画との調整）

第十四條 北海道総合開発計画と総合開発計画との調整は、内閣総理大臣が北海道開発庁長官及び国土総合開発審議会の意見を聞いて行うものとする。

附則

1 この法律は、昭和二十五年六月一日から施行する。
2 總理府設置法（昭和二十四年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。
第十五條第一項の表中中央青少年

問題協議会の項の次に国土総合開発審議会の項を次のように加える。

国土総合開発審議会
（昭和二十五年法律第...号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

○増田國務大臣 国土総合開発法案の提案理由及びその内容の概略を御説明いたします。

御承知の通り、わが国はその半ばに近しい国土と龐大な資源を失ふこととなつたのであります。この狭隘な国土と乏しい資源によつて、現在八千万を越え、かつ年々百数十万ずつも増加する人口を擁し、その生活の維持向上をはかることは、わが国にとつて最も重要なかつ困難な課題となつてゐるのであります。このような見地から、戦後の荒廢した国土の保全をはかり、また国土及び資源の積極的合理的かつ効率的な開発利用を期することは、これによつて人口増の増大、産業発展の基盤の育成及び地方振興をはかることとあわせて、現下きわめて緊要なる要請であります。しかしながらそのためには、広汎な角度から詳細に検討を加へた総合的ないわゆる国土総合開発計画を樹立することが、特にこの種の事業のため、欠くべからざる必要事と考えられるのであります。

もとより從來におきましても、經濟安定本部や建設省あるいはその他の各省において、それらの見地から国土計画の立案に努力して参つたのであります。が、何分にも問題があらゆる部門にわたり、内容が複雑多岐でありますために、国土計画の名に値する真に総合的な立案は、遺憾ながらいまだでき

ていない実情にあります。政府はさきに閣議決定により、内閣に総合国土開発審議会を設置し、ここで総合開発計画について種々調査審議を願つて参つたのであります。が、この審議会の答申に基き、内閣において検討の結果、ここに国土総合開発法案を提出する運びとなつた次第であります。

以下法案の概要につき御説明いたします。

まずこの法律の目的とするところは、第一條に掲げておりますように、国土の自然的條件を考慮して、經濟、社會、文化等に關する施策の総合的見地から、国土を総合的に利用し、開発し、及び保全し、並びに産業立地の適正化をはかり、あわせて社會福祉の向上に資することにあるのであります。

が、その目的に沿うべき国土総合開発計画は、申すまでもなく、天然資源の利用、災害の防除、産業の適正な立地の各部門にわたる、きわめて広汎多岐な内容を持つものであります。従いまして、これらを総合して、適正かつ効率的な計画の立案ということになりま

す。現在の各省各部門にまたがる立案の調整につき、特に慎重な配慮と長期の見通しを必要とする次第であります。また、本法案におきまして、特にそのために必要な審議機関として、總理府に国土総合開発審議会を設けることとしたのであります。当審議会をしてその任に當らしめんとするためであります。審議会の組織もまた、そのための識見者を中心として長期の任務に適することく配慮いたしたつもりであります。なお本審議会の事務の運営は、

經濟安定本部をして當らしめる考えであります。

次に本法案においては、立案を予定してあります開設計画として、国が全国の区域について作成する全国総合開設計画、都府県がその区域について作成する都府県総合開設計画、都府県が二つ以上の都府県の区域についてその協議によつて作成する地方総合開設計画、及び都府県が内閣総理大臣の指定する区域について作成する特定地域総合開設計画の四つを掲げております。

本来本法案においては、国土総合開設計画はなるべくそれらの地域において、地方公共団体を中心とする自主的、積極的な開設計画の立案に期待し、これを中央における審議会において、総合調整することを骨子としてお

るのであります。が、その趣旨に基いて都府県総合開設計画、地方総合開設計画及び特定地域総合開設計画の三つの計画につき、その立案者たる都府県がそれら、都府県総合開設計画、また地方総合開設計画の調査審議を経え立案し、これを中央に持ち込む諸般の手續につき詳細規定いたしております。もとよりこれらは、原則として都府県の自主的な提案にまつべきものと

して、これを強制するものではありません。が、ただ、特定地域総合開設計画については、やや趣を異にしております。すなわち從來においても政府は、特別の建設もしくは整備を要する地域を特定地域として、その開設計画の整備と推進に努めて参つたのであります。が、この法案においても内閣総理大臣は関係都府県の同意に基き、さらに国土総合開設計画の議を経て、右のごとき特定地域を指定して、その開設計

画の推進をはかるとともに、他面これに対し国の負担金、補助金等に関する特例を設け得ることとしていたしております。

最後に、さきに御審議をお願いしました北海道開発法との関係であります。この法案では北海道開発庁によつて作成される計画と、本法案による国土総合開発計画との調整は、内閣総理大臣が北海道開発庁長官及び国土総合開発審議会の意見を聞いて行うこととし、その運用に遺憾なきを期したい所存であります。

以上提案の理由と法案の骨子を御説明申し上げたのでございますが、この法案の重要性を御明察の上、すみやかなる御審議と御賛成をお願いする次第であります。

○森(順)委員長代理 本案に対する質疑は明三十日午前十時よりいたすこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時三分散会

〔参照〕

外資に関する法律案（内閣提出第一八五号）に関する報告書

外資委員会設置法案（内閣提出第一八六号）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年五月二十九日印刷

昭和二十五年五月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所